

【 平成27年度 ケアプラン点検指摘事項まとめ 】 (H28.1末現在)

課題分析（アセスメント） について

指摘内容	コメント
アセスメントを行っている記録はあるが、自宅で行っているかがわからない。	実施した場所(「居宅」等)についても居宅介護支援経過等に明記すること。
様式について。	アセスメント、サービス担当者会議、モニタリングはそれぞれ目的が違うため、1つの様式にまとめるのではなく、それぞれの様式を検討すること。(様式は独自のもので構わない。)
作成したアセスメントシートに作成日が記載されていない。	作成日(アセスメント実施日)を記載すること。
再アセスメント時の記録が無い。	再アセスメントの内容も記録が必要。初回のアセスメント記録に、日付記載の上で変更部分を加筆したり見え消しを行う形で記録する方法も可能。
アセスメント⇒プラン原案作成⇒サービス担当者会議⇒ケアプランの合意⇒サービスの実施⇒モニタリング⇒再アセスメント の流れが確立されていない。	ケアマネジャーとして、ケアマネジメントの流れを把握すること。

居宅サービス計画書 について

指摘内容	コメント
計画作成日と目標の期間にずれがある。	計画作成日には実際に作成した日を記載すること。
ケアマネ交代時、ケアプランが作成されていない期間がある。	サービスが継続しているのであれば、期間が途切れないようにケアマネ交代を行うこと。

サービス担当者会議の要点 について

指摘内容	コメント
記載方法について。	利用者・家族、事業所との情報共有や、サービスに関する検討等、わかりやすく記載すること。
担当者会議が照会のみである。	担当者会議は「やむを得ない場合」についてはサービス担当者に対する照会等で意見を求めることができる。「やむを得ない場合」とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により担当者会議への出席が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化がみられない等の軽微な変更の場合などである。

居宅介護支援経過 について

指摘内容	コメント
サービス事業所に対し、居宅サービス計画書を交付した記録が無い。	交付が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。
更新時のアセスメント実施の記録が無い。	アセスメント実施が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。
初回のアセスメント実施の記録が無い。	アセスメント実施が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。
アセスメントと支援経過の内容が異なっている。	適正な記録が必要。
利用者に計画書の同意等の記録がなされていない。	ケアプランの説明、同意が確認出来ない場合は、運営基準減算になる。

サービス利用票 について

指摘内容	コメント
利用票より実績の利用者負担額が増加しているが、利用者への再交付、説明が確認出来ない。	利用票再交付及び利用者・家族の同意が必要。
計画と実績に違いがある。	変更理由を支援経過等に記載すること。
利用票の作成日が承諾日の後の日付になっている。	実際の作成日を記載すること。

モニタリング について

指摘内容	コメント
居宅サービス計画書と異なるモニタリング結果を記載している。	適正なモニタリングが行われていない場合、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となる。
月1回以上、居宅に訪問し面接した記録が確認できない。	モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
居宅ではなくサービス事業所に訪問してモニタリングを行っている。	月1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となる。
モニタリング日とモニタリング記載日に大きな日にちのずれがある。	時間の経過で利用者の状態が変化している場合があるため、モニタリングを行ったらすぐに記載すること。
短期目標の達成度、利用者・家族の意向・満足度などの確認が不足している。	モニタリングはサービスごとに利用者・家族の満足度や達成度を確認し、次月以降のサービスは継続か変更かを検討するもの。場合によっては、様式の検討も必要。

計画変更時の一連の流れ について

指摘内容	コメント
区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合、一連のケアマネ業務と暫定プランの作成が必要だが、一連のケアマネ業務実施の記録が無い。	適正に業務が行われていない場合は、運営基準減算になる。
新しくサービスを入れる場合、居宅サービス計画書の変更、サービス担当者会議等が必要だが、記録が無い。	居宅サービス計画書の変更にあたり、サービス担当者会議が行われていない場合は、運営基準減算になる。
更新の介護度が確定しているが、介護保険証が確認できず、暫定プランを作成している。	この場合、暫定にあたらなため、早急に介護度を確認し、スムーズにサービスが継続できるようにする必要がある。

居宅介護支援一初回加算 について

指摘内容	コメント
事業所変更の場合で、一連のケアマネ業務が確認できないが、算定されている。	事業所変更の場合は、新規扱いになるため、一連のケアマネ業務（アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議）を行っていない場合、初回加算は算定できない。

入院時情報連携加算（Ⅰ） について

指摘内容	コメント
算定要件を満たしていないが、算定されている。	入院時情報連携加算（Ⅰ）は介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合に算定できるが、利用者が入院してから遅くとも7日以内に情報提供することが必要。

訪問介護 について

指摘内容	コメント
深夜にサービスを提供しているが、理由の記載が無い。	支援経過等に記載しておくこと。
サービスとサービスの間が2時間未満である。	前回提供した訪問介護から概ね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合は、それぞれの所要時間を合算する。
同居家族がいる場合の生活援助算定について、1度の確認だけである。	利用者・家族の心身状況等は変化していくため、定期的に算定理由をサービス担当者会議等で確認する必要がある。
同居家族がいる場合の生活援助算定について、シーツのクリーニング店への持ち込みと受け取りがサービスとして提供されている。ヘルパーが灯油を購入している。	クリーニング店への持ち込みと受け取り、危険物の購入に関しては、適正なアセスメント、代替方法の検討が必要である。
二人の訪問介護員により提供したが、利用者・家族の同意、必要性について検討した記録が無い。	1人の訪問介護員等による介護が困難と認められるか検討し、記録する必要がある。
通院等乗降介助が算定されているが、乗車前の屋内における移動等の介助が自費サービスとなっている。	通院等乗降介助は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものである。

通所介護 について

指摘内容	コメント
デイサービスを午後退所することが前もって分かっていたが、1日の単位を算定している。	午後退所することが前もって分かっている場合、1日の単位を算定するのではなく、所要時間に応じた所定単位数を算定すること。

福祉用具貸与

指摘内容	コメント
結婚式に出席のため、リクライニング車椅子を1カ月介護保険で利用している。	福祉用具貸与は利用者の日常生活の便宜を図るためのものであり、旅行などの一時的な利用は介護保険の対象にならない。